

国立大学法人三重大学経営協議会学外委員の選考方針

令和5年2月21日学長裁定

経営協議会は、国立大学法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるための会議体である。

国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）では、経営協議会の役割を踏まえ、国立大学法人三重大学経営協議会規程第3条第1項第5号に定める委員（以下「学外委員」という。）の選考にかかる方針について、以下のとおり定める。

1. 学外委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有するものであって、これまでの経験・実績から社会的信用を有しており、本学の理念・目標を深く理解したうえで、戦略的かつ効果的な助言・意見を述べることができる者であること。
2. 選考にあたっては、本学の特色を踏まえ、業界（分野）、組織形態、地域等のバランスを十分考慮しながら、次に掲げる者の中から選考すること。
 - (1) 教育・研究及び医療・福祉に深い知見・実践経験を有する者
 - (2) 自治体の関係者
 - (3) 企業経営に知見・経験を有する者又は産業界関係者
 - (4) 教育界に知見・経験を有する者
 - (5) 地域振興、国際化等に知見・経験を有する者
 - (6) 同窓会の関係者
 - (7) その他多様な知見・経験を有する者
3. 新たな視点からも助言・意見が得られるよう、これまでの在任期間及びダイバーシティ（多様性）にも考慮し、選考すること。
4. 前3項を踏まえて選出した学外委員について、当該者が経営協議会委員としての役割を十分に果たすと判断した理由を公表すること。